

新型コロナウイルス感染症に係る退所後ケア対象患者移送用車両 賃貸借契約書

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、新型コロナウイルス感染症退所後ケア対象患者移送用車両の賃貸借に関して次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、本契約書の各条項に従って賃貸借を行うものとし、甲は、乙に対し賃借料を支払うものとする。

（契約の内容）

第2条 本契約の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（賃借料）

第4条 甲は、賃借料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を限度額とし、乙に支払うものとする。

内訳は次のとおりとする。

	契 約 金 額
車両内架装料	車両内架装 円／台 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円） リース開始時のみ
車両リース料	車両 円／台・月 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円） ただし、リースの開始または終了が月の途中に係るときは、当該月のリース料は日割り計算によって算出した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、甲の指定する納期限までに、契約保証金として 円を納付するものとする。

（物件の納入）

第6条 乙は、物件を仕様書等で指定された場所へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

(物件の所有権)

第7条 物件の所有権は乙に属し、甲は、賃借物件を、善良な管理者の注意を持って使用し、また管理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第9条 乙は、業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(賃借料の支払)

第10条 甲は、乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに賃借料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(延滞違約金)

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、第6条の履行が遅延している場合は、遅延日数に応じ、賃借料に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

(甲による契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃貸借期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第16条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として賃借料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（危険負担）

第13条 賃貸借期間中に賃貸借事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（乙による契約の解除請求）

- 第14条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。
- 2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

（契約終了時の当事者の義務）

- 第15条 甲は、この契約が終了したときは、通常損耗及び経年変化を除き、この物件を原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めた場合は、この限りではない。
- 2 乙は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとし、これらに要する費用を乙の負担とするものとする。
 - 3 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、乙に代わってこの物件を処分し、また設置場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、これらに要した費用を負担しなければならない。

（契約の費用）

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎 ⑩

乙 ⑩